

セコムパスポート for Web SR サービス利用規定

第1条（目的）

お客様は、本利用規定の内容を十分理解し、セコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコム」といいます）が提供する「セコムパスポート for Web SR3.0 サービス」（SSL サーバ証明書を発行するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます）の利用をセコムに申込みます。

- セコムは、お客様の申込内容をセコムの定める基準に基づき審査し、証明書を発行します。また、セコムはお客様の要請に基づき、「セコム Web ステッカー」（以下「本ステッカー」といいます）を発行します。
- お客様は、証明書を受領後、申込時に特定した Web サーバに証明書をインストールすることによって、所定の方法による暗号化通信を実現するとともにお客様の取引先に対して、当該 Web サーバがお客様の管理下にあることを表示できます。また、お客様は本ステッカーを所定の場所に掲載できます。

第2条（同意事項）

お客様は以下に定める同意事項の内容が、お客様とセコムとの契約（以下「本契約」といいます）に適用されることを確認します。ただし、同意事項の内容と本利用規定の定めが異なる場合は本利用規定の定めが優先して適用されるものとします。

- 同意事項
「SECOM パブリックトラスト証明書ポリシー/認証運用規程」（以下「CP/CPS」といいます）
- 上記同意事項を確認できる URL
CP/CPS : <https://rep01.secomtrust.net/spcpp/publicly-trusted-cpcs/>

第3条（審査）

セコムは日本国内に活動拠点を有する、会社その他の法人およびその他セコムが認めた組織、個人事業者を対象として本サービスを提供するものとします。ただし、セコムが以下の各号に抵触する行為、またはその恐れのある行為を行っているとは判断したときはこの限りではありません。

- 公序良俗に反する行為
- 犯罪行為
- 他人の著作権等知的財産権、その他の権利を侵害する行為
- 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- 不特定多数、無作為に勧誘もしくは案内をメール送信する行為
- サービスの運営を妨げ、もしくはセコムの信頼を毀損する行為
- その他法令に違反する行為

第4条（証明書の発行等の手続き）

お客様は本サービスの利用にあたり、本利用規定および CP/CPS に同意のうえ、本サービス申込画面より契約申込を行います。また、お客様は、セコムが定める必要書類を所定の方法によりセコムに提出するものとします。

- セコムは、お客様からの申込内容、提出いただいた書類等をセコムの審査基準に基づき審査します。
- 審査結果が登録受理の場合、セコムは、証明書の作成を行い、契約成立のご案内とともに証明書をお客様が指定する送付先へ所定の方法により送付します。また、お客様の要請に基づき、本ステッカーを所定の方法により提供します。ただし、審査結果が登録不受理の場合は、セコムは、契約不成立のご案内を行い、お客様から提出いただいた書類等について破棄するものとします。
- お客様は、第3項にて取得した証明書を、契約申込した Web サーバにお客様自らの責任でインストールするものとします。
- お客様は、第3項にて取得した本ステッカーを、契約申込した Web サーバおよび、当該 Web サーバと同一のドメインを有する Web サーバにお客様自らの責任で掲載するものとします。

第5条（通知）

本契約に基づきセコムがお客様に対して行う通知その他の連絡は、書面等の適切かつ合理的な方式（通知内容の重要性等により、電子メールまたはセコムのホームページへの掲載等）でこれを行います。

- 前項の通知その他の連絡は、お客様の届けに従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実と異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。
- 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、セコムがお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点、ホームページへの掲載により行った場合は、お客様がホームページを閲覧することが可能となった時点で、当該通知その他の連絡が到達したものとみなします。

第6条（名称や地位承継の際等の変更手続き）

お客様は、その名称、商号、所在地または代表者に変更があったときは、すみやかに、変更があった事実を証明する書類を添えて、その旨を申し出るものとします。変更事項については、当該変更事項が記載された書類がセコムに到達し、かつセコムが当該変更の事実を確認および当該変更にかかる作業を実施後、効力を有するものとします。

- 会社の合併または会社分割によりお客様の地位が承継されたときは、合併または会社分割によりその地位を承継した会社は、セコムに対し、承継の日から 30 日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第7条（対応サーバおよび推奨ブラウザ）

本サービスにより発行される証明書は以下に掲載されるサーバに対応します。また、以下に掲載されるブラウザを利用して、当該サーバと所定の方法による暗号化通信を実現することを推奨します。

- 上記対応サーバおよび推奨ブラウザが確認できる URL
https://www.secomtrust.net/service/pfw/pfw_service/service_hikaku.html

第8条（契約料金およびお客様の支払い義務）

お客様は、契約期間に応じて定められた契約料金に消費税および地方消費税（以下、単に「消費税」といいます）を加えた金

額を、セコムから本サービスの証明書を発行した日の翌月末日までに振込手数料をお客様の負担にて、セコムが指定する口座に振込送金して支払うものとします。なお、消費税は、消費税法および地方税法上適用される税率によるものとし、税率が変更された場合には変更後の税率を適用するものとします。また、変更後の税率が適用される期間の契約料金について、変更前の税率による消費税を付加して請求している場合、お客様はセコムの請求に基づき、別途、変更後の税率による消費税との差額を支払うものとします。

2. お客様からの契約申込時の登録内容に不備があった場合、または証明書に記載されたドメインを変更したことにともない契約申込時に登録したドメイン数より減となった場合であっても、契約料金の変更やお客様が支払い済みの料金の返金は行わないものとします。
3. 本契約に定めるお客様の金銭債務の一部または全部について、お客様指定の方が支払う場合は、お客様の責任において支払者と必要な調整を行うとともに、支払者が支払いを怠った場合はお客様がこれをセコムに支払うものとします。
4. お客様が特約店を指定してセコムに本サービスの申込みを行った場合、お客様は、本契約に定めるお客様の金銭債務を当該特約店に支払うものとします。

第9条（契約終了にともなう精算方法）

セコムの責めに帰すことができない事由により契約期間満了前（更新契約期間の満了を含みます）に本契約が解約または解除された場合（第11条により証明書の失効が行われた場合を含みます）、お客様は第4条第3項に基づき発行済みの証明書にかかる契約料金をセコムに支払うものとします。（お客様が既に当該証明書にかかる契約料金を支払済みの場合は、セコムはお客様に返金しないものとします）

2. 前項の解約または解除によりセコムに前項の金額を超える損害が発生したときは、お客様は前項の金額とは別にその超過分をセコムに支払うものとします。

第10条（サービス提供の一時停止）

セコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまでの間、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切免れるものとします。

第11条（証明書の失効・契約の解除）

次の事由が発生した場合、お客様はセコムに対し、すみやかに証明書の失効申請および証明書の再発行申請を行うものとします。

- (1) 証明書記載情報に変更が生じた場合
- (2) お客様の秘密鍵が危殆化し機密性が失われた、またはその可能性があること等により、証明書の信頼性を喪失した場合、またはその可能性がある場合
2. お客様がお客様の事由により本サービスを契約期間満了前に解約するときには、セコムが指定する方法をもってその旨を通知するものとします。
3. セコムは、お客様からの証明書失効要請があった場合、お客様にその旨連絡したうえで、すみやかに失効を行います。
4. セコムは、お客様が次の各号に該当した場合、何らの通知・催告を要せず直ちに証明書の失効を行えるものとします。
 - (1) お客様が本利用規定、CP/CPS、その他の契約、規則、法律に基づく義務を履行していない場合
 - (2) お客様が第3条のただし書きに抵触したことをセコムが確認した場合
 - (3) CAブラウザフォーラム（電子認証事業者やブラウザベンダが参画して認証局の運用や証明書発行にかかるガイドラインを策定する業界団体）が定めるガイドラインに基づくセコムからの要請にお客様が応じない場合（本サービスは、同ガイドラインに基づく提供となります）
 - (4) お客様が第8条に定める期日までに契約料金を支払わない場合
 - (5) お客様が小切手・手形の不渡りを出したとき
 - (6) お客様において仮差押、差押、民事再生、破産、会社更生等の申立を受け、あるいは自ら申し立てたとき
 - (7) お客様において故意または重大な過失により当社に重大な損害を与えた場合
 - (8) 当社CAの秘密鍵が危殆化したまたはそのおそれがあると判断された場合
 - (9) 本契約が解除されたとき
5. セコムは、第1項および第2項による処理結果をすみやかにお客様に連絡します。
6. 証明書の失効にともない、お客様は本ステッカーの利用がある場合、これを削除するものとします。
7. セコムは、お客様による証明書失効申請の遅延、失効申請を怠ったことに起因して発生した一切の損害、およびお客様が失効申請した証明書をCRLに反映される前に使用したことに起因して発生した一切の損害、証明書を失効してから再発行するまでの間に発生した一切の損害について責任を負わないものとします。

第12条（契約有効期間）

本契約の有効期間は、セコムが契約申込を承諾した時から証明書が失効する時までの間または証明書の有効期間内とします。証明書の有効期間を延長する場合は、再契約となることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

お客様側（お客様以外が契約料金等を支払う場合のその支払者を含みます）が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、もしくは、暴力、脅迫その他の犯罪を手段とする要求、法的な責任を超えた不当な要求を行ったときは、セコムは催告することなく本契約を解除することができるものとします。

第14条（証明書情報の変更）

お客様は、証明書に含まれるお客様の組織名・住所などの情報に変更が生じた場合で、証明書情報の変更を希望する場合は、再契約となることをあらかじめ承諾するものとします。

第15条（権利・義務の譲渡禁止）

お客様およびセコムは、相手方の事前の文書による同意なしでは本契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

第16条（機密保持・個人情報の保護）

お客様は、本契約の締結および実施にあたり知り得たセコムの機密情報を契約期間中、契約終了後を問わず、一切第三者に開示

または提供してはならないものとします。

2. セコムは、本契約の締結および実施にあたり知り得たお客様の機密情報を、法令に定める場合、またはお客様の同意がある場合を除き、第三者（機密保持義務を課したうえで、業務委託先またはグループ会社の開示する場合を除きます）に開示または提供しないものとします。
3. セコムは、お客様の個人情報について、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、セコムの個人情報保護方針に基づき適切に取り扱うものとします。

第17条（再委託）

セコムは、本サービスの全部または一部をセコムの責任で第三者に委託することができるものとします。

この場合、セコムは、当該第三者に対し、本利用規定に基づきセコムがお客様に対して負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、当該第三者の本サービスの実施に関し、お客様に対し責任を負うものとします。

第18条（複製等の禁止）

お客様は、証明書、本ステッカーの複製、および第三者への譲渡ならびに本サービス以外の用途における無断使用を一切行わないものとします。

第19条（本ステッカーの削除）

お客様が本ステッカーを利用している場合、お客様は、第12条の有効期間が終了したときは直ちに本ステッカーの利用を停止し、削除するものとします。

2. セコムは、お客様が有効期間終了後も本ステッカーの利用を停止しなかったことにより、お客様に生じた損害に対して、その責任を負わないものとし、セコムに損害が生じた場合、お客様はその損害に対する賠償責任を負うものとします。

第20条（契約内容の変更）

セコムは、法令の改正、サービス内容の改善その他の理由により本利用規定に基づく契約内容を変更する必要がある場合、事前に周知することにより、お客様の承諾を得ることなく、契約内容を合理的な範囲で、変更できるものとします。本項に基づく周知は、電子メールまたはセコムのホームページによる掲示等の適切な方法で行うものとします。

第21条（知的財産権）

お客様は、セコムがお客様に提供した証明書、データその他の資料に示されている、著作権、商標権または所有者の表示の変更、データの複製・改変、その他一切の当社の知的財産権の侵害を行わないものとします。

2. お客様は、セコムより提供されたソフトウェアまたは業務上の秘密について、セコムの許諾なしに複製、改変、加工等は一切行わないものとします。

第22条（サービス提供の停止）

天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズムその他の不可抗力による状況の発生等、セコムの責に帰すことのできない事由により本契約上のセコムのサービス提供を不可能にするに至ったときは、セコムはその状況の止むまでの間サービス提供を停止することができます。

2. セコムは、システム保守のためにサービス提供を一時的に停止することがあります。停止する場合は、あらかじめ、その理由、実施期間をセコムの定める方法でお客様に通知します。ただし、システム障害などの緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第23条（サービスの終了）

セコムは、やむを得ない事由が発生したときは、3 か月前までに文書または電子メールで予告することにより、本契約を終了させることができます。

第24条（自己責任の原則）

お客様は、サービスの利用にともない、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用負担をもって処理、解決するものとします。

2. サービスを利用してお客様が提供または伝送する情報については、お客様の責任で提供されるものであり、セコムはその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

第25条（セコムの責任）

セコムは、本契約に基づくサービス提供中、セコムの責に帰すべき事由によりお客様に直接かつ現実に発生した通常の損害について、受領した契約料金を上限とし、残存利用月数（1か月未満は切捨て）相当額を賠償するものとします。なお、下記事項についてセコムは、その予見可能性の有無を問わず一切責任を負わないものとします。

- （1）お客様が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害。
- （2）お客様のシステム（ハードウェア、ソフトウェアを含みます）に起因して発生した一切の損害。
- （3）ハードウェア、ソフトウェアの瑕疵、不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害。
- （4）セコムの責に帰すことのできない事由により正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害。
- （5）事故発生時点における技術水準に照らして、合理的な防止策を講じていたにもかかわらず発生した、暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害。
- （6）お客様が本契約に基づく契約料金を支払っていない間に生じた損害。
- （7）逸失利益、間接損害、特別損害、データの紛失または派生的損害。
- （8）セコムがお客様の要求により実施するこの契約に明示のない特別のまたは追加的なサービスから生じた損害
- （9）天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱その他の不可抗力により生じた一切の損害。
- （10）証明書の使用に関して発生する取引上の債務等、一切の損害。
- （11）セコムにおいて、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセスおよびウイルスに起因して発生した損害。

第26条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第27条（管轄）

本契約に関する紛争は東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第28条（協議事項）

本利用規定の取り決めについて疑問が生じた場合、または本利用規定に取り決めのないことについては、お客様・セコム双方誠意を持って協議し、これを解決するものとします。